

秩父市農業委員会 令和4年第2回 定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和4年2月22日(火) 午後2時00分
- (2) 閉会日時 令和4年2月22日(火) 午後4時10分
- (3) 場所 秩父市役所 歴史文化伝承館 2階ホール

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名(農業委員11名、農地利用最適化推進委員 13名)

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	糸 東 男	出席		第1 区域	吉 川 稔	出席
2番	上 井 克 彦	出席			松 澤 眞 一	出席
3番	長谷川 満	出席		第2 区域	倉 林 幸 男	出席
4番	加 藤 勝 市	出席			大久保 勝	出席
5番	笠 原 倍 吉	出席		第3 区域	田 口 俊 夫	出席
6番	彦久保 利 平	欠席			小久保 健 司	欠席
7番	横 田 友	欠席		第4 区域	齊 藤 稔	出席
8番	黒 澤 昌 治	出席			富 田 典 孝	出席
9番	青 野 孝 司	出席		第5 区域	新 井 明 弘	出席
10番	新 田 恭 一	出席			木 村 初 枝	出席
11番	長 島 秀 明	出席			高 田 忠 一	出席
12番	豊 田 恵 男	出席			新 舟 文 男	出席
13番	設 樂 治 男	出席		第6 区域	千 島 初 夫	出席
					木 村 雄 一	出席

印 農業委員会長

印 会長職務代理者

印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて

農地法施行規則第17条第2項による区域 (2件)

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について (7件)

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について (7件)

議案第8号 農地法第2条第1項に規定する農地に
該当するか否かの判断について (3件)

日程第8 閉 議 ・ 閉 会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
主席主幹	小嶋祥弘		参与	宮前房男	書記
主事	岩田直樹	書記	主席主幹	新井幸男	
主幹	千島修		主事補	見澤俊亮	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長(糸東男会長) ただいまから、秩父市農業委員会 令和4年 第2回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長(糸東男会長) まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長(糸東男会長) はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

事務局(小嶋主席主幹) 本日の出席は、農業委員は、13名中11名、農地利用最適化推進委員

は、14名中13名です。

議長（糸東男会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（糸東男会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（糸東男会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。4番 加藤 勝市 委員 及び 5番 笠原 倍吉 委員以上のお二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の宮前参与及び岩田主事を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（糸東男会長） 次に、諸報告を行います。

総会に報告すべき事項のうち、前回総会以降に 処理した案件 と その結果 につきましては、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

事務局に説明をいたさせます。

事務局（小嶋主席主幹） 諸報告について説明いたします。本日付け、報告文書をご覧ください。2件報告いたします。「農業用施設に係る届出の受理について」1件と「農地法第5条の規定による許可申請書の取下願いについて」1件を会長専決により処理いたしましたので報告いたします。

1の農業用施設に係る届出について説明いたします。届け出の農業用倉庫兼作業所は、農業用機械の保管場所がなく、トラクターやボブキャット等を補完し、またにんにくの出荷時期には皮むき作業を行う作業場として使用しているもので、今後も使用して行きたいため届け出たものです。現地を確認し、届出の内容を審査しましたところ、農地を200平方メートル未満の農業用施設に供する場合は、転用の制限から除外される事案に該当しましたので、受理いたしました。

2は、令和3年第9回定例総会において審議された、転用目的「工事用進入路・資機材仮置き場の一時転用」のものです。申請後に計画していた申請地を工事用進入路として使用しないため、取り下げるものです。なお、この案件は、申請書の県への進達後、許可保留となっていたものです。

以上です。

議長（糸東男会長） 以上で、諸報告を終わりにいたします。

日程第6 審議議案の報告

議長（糸東男会長） 次に、本日、審議していただく議案について、事務局に報告をいたさせます。

事務局（小嶋主席主幹） 議案を報告する前に、議案書の訂正をお願いいたします。

議案書5ページをお開きください。議案第6号の番号1の申請事由欄をご覧ください。農家住宅敷地拡張のあとに、追認 平成3年頃から を加える訂正を願います。

議案書7ページをお開きください。議案第7号の番号6の譲り渡し人欄をご覧ください。住所が秩父市下吉田7200番となっていますが、番の後ろに地を加えて、7200番地に訂正願います。訂正は以上でございます。

それでは、令和4年 第2回 定例総会において審議していただきます議案について申し上げます。

議案第4号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて、農地法施行規則第17条第2項による区域が2件、議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてが7件、議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請についてが1件、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてが7件、議案第8号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断についてが3件、以上でございます。よろしく願います。

議長（糸東男会長） ただいま、報告をいたしました議案につきましては、お手許に配付しており

ますので、ご了承願います。

日程第7 議案審議

議案第4号上程 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて (2件)

議長(桑東男会長) これより、議案の審議に入ります。議案第4号「農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」を議題といたします。事務局に議案の説明をいただきます。

事務局(岩田主事) 番号1について、説明をいたします。議案書の1ページをご覧ください。農地を耕作目的で売買、贈与、貸借等により、その権利を設定し、又は移転する場合、農地法第3条の許可条件を全て満たす必要があります。その条件の一つに、申請地を含め、耕作する農地の合計面積が、下限面積以上であることという、面積要件があります。この下限面積要件は、経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可できないとしております。なお、この下限面積は、地域の平均的な経営規模などからみて、地域の実情に合わない場合には、農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっており、1の農地法施行規則第17条第1項による区域を設定しております。また、秩父市農業委員会としては、この規定により、平成30年1月22日に開催した全員協議会において、一定の条件を満たす場合は、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、区域を筆ごとに設定し、その面積を最小で1アールにまで引き下げる取扱いを適用することに決定されました。

議案書の2ページをご覧ください。本議案を上程いたしますのは、2農地法施行規則第17条第2項による区域として、以下の筆を設定するものです。番号1について説明します。申出地は、太田字畑1筆 m^2 。案内図の1ページをご覧ください。申出の所在につきましては、大田から西に約 m 離れた場所に位置し、平成6年相続により取得した土地です。現在、農地の所有者には耕作の意思がなく、将来的に申出地が遊休農地化する恐れがあるとして、耕作のできる近隣の方が使用することを希望しているものです。現地を確認したところ、よく管理された農地となっております。本案につきまして議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて、新規就農をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による、許可を受けなければなりません。説明は以上です。

事務局(宮前参与) 同じく議案書の2ページ、農地法施行規則第17条第2項による区域として、番号2の別所字畑2筆 m^2 平方メートルを設定するものです。案内図をご覧ください。申し出の所在につきましては、西 m メートル付近に位置し、平成30年、相続により取得した土地です。農地の所有者は、秩父市に居住し、高齢のため、耕作することが困難であり、将来遊休農地になる恐れがあることから、意欲ある新規就農者への譲渡を希望しているものです。議決いただいた後はその旨を公示し、市のホームページにおいても周知いたします。その後、同地にて耕作をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定による許可を受けなければなりません。現地を確認したところ、保全管理の農地でした。説明は以上です。

議長(桑東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

13番 設楽 治男 委員 13番設楽です。番号1について説明します。先日、本件について現地を確認に行ってまいりました。申し出者は、長く教員をして退職した方で、農業にあまり興味はなく、親が亡くなり、一人暮らしで、相続人もいないということで申し出たそうです。現地はよく耕作されていまして、近くに農業をやりたいという希望者がいると伺いました。大変良いことだと思います。審議のほどよろしく願います。

4区 富田 典孝 推進委員 4区の富田です。よく耕作されていて、この先、有意義に利用されることと思います。特に問題ないと思います。

11番 長島 秀明 委員 11番長島です。番号2について意見を申し上げます。概要につきましては、先ほど事務局のほうで説明した通りです。事務局説明のとおり、新規就農者への譲渡を希望している申請地はちょっと高台にあるんですけど、周辺は不耕作地が多い場所なんですけど営農条件は、非常に日当たりが良くてよいと思います。申請地も保全管理した農地でありまして、いつ

でも耕作できる状態です。遊休農地を少しでも減らしていくという考えから行けば当然許可妥当であると考えます。審議のほどよろしくをお願いします。

1区 松澤 眞一 推進委員 1区の松澤です。先日現地を見させていただきました。綺麗に保全管理状態になっており、近くに耕作する人もいるという話ですので、このまま置くより耕作してもらった方がよいと思います。先ほど話がありましたように日当りの良い農作物を作るにはよいところだと思います。審議のほどよろしくをお願いします。

議長（衆東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（衆東男会長） 質疑、ご意見ありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（衆東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第4号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（全員挙手を確認する）

議長（衆東男会長） 全員が賛成であります。よって、本案は、申請の通り許可することに決しました。

議案第5号上程 農地法第3条の規定による許可申請について（7件）

議長（衆東男会長） 次に、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（岩田主事） 私からは番号1について説明します。本件は、令和4年第1回定例総会において審議いただいた「議案第1号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規定に基づき決定された、町畑1筆 m^2 について、譲渡人との間に協議が成立したことから、この度の申請に至ったものです。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりで、申請地は平成21年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、から西に約 m 離れた場所に位置しています。譲受人は申請地付近に居住しており、当申請地は現在、譲受人家族によって管理されている状態です。このたび、耕作も難しいために土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。当申請地を譲り受け、父、夫とともに耕作をし、1年にわたって様々な野菜を栽培する計画となっています。また農機具として、耕うん機を1台所有しています。現地を確認しましたところ、申請地は農地として管理されておりました。

事務局（新井主席主幹） 番号2～7について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書3～4ページに記載しているとおりです。

関連があることから最初に番号2と3について説明します。番号2の申請地は、下吉田字畑2筆 m^2 で、昭和62年に贈与により取得した土地です。番号3の申請地は、下吉田字畑1筆 m^2 で平成5年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、の西約 m 前後に位置しています。譲受人は譲渡人の長男で、以前から申請地でブドウ栽培に取り組んでいます。両親とも体を悪くしており、農業はできないことから農地を譲受け農業を行う予定です。申請の目的は農業経営規模の拡大です。番号2の農地の内、東側の農地はぶどう畑です。今回農地を譲り受けることをきっかけに古いぶどうを撤去し、新しくぶどうを植えました。西側の農地もゆくゆくはぶどう畑にしていきたい考えですが、当面は今まで通りジャガイモを栽培予定です。番号3の農地には現在ビニールハウスを建設しています。昨今の天候不順などによりぶどうに割れができるなど品質の管理が難しくなってきたことからハウス栽培に取り組むものです。将来的には暖房を使って、収穫時期を早めるなど付加価値の高い商品を作りたいと考えています。今回譲り受ける面積 m^2 であることから、吉田地内の下限面積要件20aを満たしています。作付計画では申請地にはぶどうとじゃがいもを栽培する計画で、ぶどうはシャインマスカット系と巨峰系の品種を育てる予定です。現地を確認したと

ころ、ぶどうの苗はすでに植えられており、3月中旬の完成を目指しビニールハウスの建設が進められていました。ジャガイモ畑はきれいに耕運されている状況です。

続いて番号4、5について説明します。番号4の申請地は、下吉田 字 畑 3筆 m^2 で、昭和58年と昭和59年に相続で取得した土地です。番号5の申請地は、下吉田 字 畑 1筆 m^2 で平成16年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 の西北西約 m 周辺に位置しています。番号4は、借受人は今回の申請地の一部を借りて農業を行ってきましたが、この度、正式に借り受けることとなり申請に至ったものです。番号5については、譲渡人は現在、遠方に在住しているため、申請地を含め農地の管理ができず、荒れた状態になっています。この度、譲渡人から譲ってもらえることになったことから今回の申請になったものです。申請の目的は農業経営規模の拡大です。譲受人は農作業歴20年で耕運機を所有しています。現在の所有農地は m^2 で今回取得する農地を加えると m^2 となり吉田地内の下限面積要件20aを満たしています。作付計画では、番号4についてはじゃがいもや豆類、野菜などを栽培する予定です。番号5については、もともと植えられている柿の木を管理していく計画です。現地を確認すると番号4の農地は保全管理の状態、番号5については柿の木が植えてあり、その間が今まで管理されておらず荒れた状態になっていました。

続きまして、番号6と7について説明します。番号6については、平成30年第12回総会において審議いただいた「議案第69号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規定に基づき決定された、下吉田 字 畑 1筆 m^2 について、譲渡人との間に協議が成立したことから、この度の申請に至ったものです。申請地は平成29年に売買で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 の南西約 m に位置しています。このたび、耕作も難しいために土地を手放したいと考えている譲渡人との間に農地の譲渡の話がまとまり、申請に至りました。番号7につきましては、令和4年第1回総会において審議いただいた「議案第1号 農地法代3条第2項第5号の別段の面積の見直しについて」で決定いただき、農地法施行規則第17号第2項の規定に基づき決定された、下吉田 字 畑 1筆 m^2 について、譲渡人との間に協議が成立したことから、この度の申請に至ったものです。譲受人は現在、農地を所有していない新規就農者です。また、番号7の隣接地に住宅を建てて住むことになっており、居住の際には自家用野菜の栽培を行う計画となっています。また番号6の申請地では柿を栽培する計画です。現地を確認しましたところ、いずれの申請地も保全管理の状態でした。

議長（桑東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。議案第5号につきまして、番号2番、3番、4番、5番につきましては、彦久保委員欠席でございます。担当職員と木村推進委員の御意見をお願いします。

4番 加藤 勝市 委員 4番加藤です。番号1ですが、先ほど事務局から説明がありましたが、別段の面積で、すでに御認めいただいた案件です。私は賛成を致します。3条の案件ですので推進委員さんの意見を尊重してご審議お願いいたします。

1区 吉川 稔 推進委員 第1区推進委員の吉川です。先ほど事務局の説明のとおりで、先月上がった案件でございまして、通っております。大変良いことだと思います。皆様のご審議をお願いします。

5区 木村 初枝 推進委員 2番3番の件ですが、事務局と彦久保農業委員と先日みてまいりました。親子間での所有権移転ということもありますし、毎年きれいに耕作されているところでもありますのでよいことではないかと思えます。4番につきましては、今までも管理していたということで保全管理もよい状態でありました、5番につきましては、柿をこれからもやるということなのでよいことだと思います。よろしくをお願いします。

2番 上井 克彦 委員 2番上井でございます。6番7番でございますが関連がございます。7番の方が前回別段面積で出た所ですが、今見ていただいた通り面積が少ないということで、下限面積に達しません、それで、6番の方、こちらも付け加えて、下限面積に達したということで、先ほど事務局の言う通り両方とも保全管理できておまして、これから耕作していくということで良

いことだと思えます。

5区 新舟 文男 推進委員 第5区の新舟です。6番7番ですけれども、先日現地を調査いたしました。説明につきましては、事務局説明のとおりでございます。保全管理されていたということで、植え付けをしていただいた方がいいかと思えます。審議のほどよろしく願います。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(糸東男会長) 質疑、ご意見ありませんか。

(「無し」という人あり)

議長(糸東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第5号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

(全員挙手を確認する)

議長(糸東男会長) 全員が賛成であります。よって、本案は、申請の通り許可することに決しました。

議案第6号上程 農地法第4条の規定による許可申請について (1件)

議長(糸東男会長) 次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第6号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する、議事参与の制限に該当いたしますので、8番 黒沢昌治委員、におかれましては、議場から退出願います。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局(岩田主事) 私からは番号1について説明します。申請者、土地の所在等は、議案書記載のとおりです。申請地は 太田 字 畑 2筆 m²で、昭和51年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から西に約 m離れた場所があり、立地の基準につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として第2種農地と判断しました。転用目的は農家住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、申請地は宅地と道路との間にある土地で、平成3年頃、市道拡幅工事に伴い農地面積の大半を提供したあとの残地で、狭小な面積のため農地として使用することも難しく、また自宅とも隣接していたため、進入路及び住宅敷地として使用していました。農地に復旧することも難しく、引き続き住宅敷地及び進入路として使用していきたいとして、このたび始末書添付のうえ申請されました。資金調達計画はありません。また隣接農地所有者からは転用することに差し支えない旨の同意書が添付されています。なお、本申請地は農家住宅敷地として隣接する宅地2筆と一体利用する計画となっており、転用許可後の合計敷地面積は m²となります。住宅系の農地転用に係る転用面積の規模について、農家用住宅の転用面積の上限は、概ね1000m²です。現況を確認しましたところ、進入路及び生垣となっており、宅地と一体利用されておりました。説明は以上です。

議長(糸東男会長) 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

13番 設楽 治男 委員 13番設楽です。本件の2筆の土地ですね、今から30年前ですね太田の から 川にかかる 橋を通過して 地区の に至る幹線道路に係る大工事でした。それに伴って畑が切り取られて、その残地分です。専業農家としてあまりに狭小で、耕作できないので、隣接する宅地の一部として利用してきました。始末書も出ているところから、やむを得ないと思えます。ご審議のほどよろしく願います。

議長(糸東男会長) ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長(糸東男会長) 質疑 又は 意見はありませんか。

(「質疑なし」と言う人あり)

議長(糸東男会長) 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより、採決をいたします。議案第6号について賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長（糸東男会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。それでは、8番 黒沢 昌治 委員は議場に入るようにしてください。

議案第7号上程 農地法第5条の規定による許可申請について（20件）

議長（糸東男会長） 次に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をいたさせます。

事務局（岩田主事）はじめに番号1について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 町 田 3筆 計 m^2 で、昭和55年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は から北北東に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は資材置場です。申請事由ですが、譲受人は秩父市に本社を置き、 を営んでいます。現在は本社近くに資材置場を借りておりますが、事業拡大に伴い手狭になっていることに加え、この資材置場を返却しなければならない状況になっています。そこでこの度、自社からも比較的近い場所で、前面道路よりも広く利便性もよい当申請地を譲り受け、ここを資材置場として使用したいとして申請されました。計画の内容としては、土地造成後、重機や車両、砂利、石、砂、機材、その他土木用資材置場として使用する予定となっています。資金調達計画は整っています。また、隣接する農地はありません。現地を確認しましたところ、保全管理状態となっております。

続きまして番号2について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、 町 畑 1筆 m^2 で、平成30年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は秩父第一小学校から北に約300m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、共同住宅です。申請事由ですが、譲渡人は就業しているため、農業従事者として申請地を農地として維持管理していくことが難しいことから、市街地にあり利便性もよい当申請地を譲渡人の妻である譲受人が譲り受け、ここに共同住宅1棟を建築したいとして申請されました。資金調達計画は整っています。また、隣接には譲渡人所有以外の農地はありません。現地は保全管理された農地の状態となっております。

続きまして番号3について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、 町 畑 2筆 m^2 で、平成30年に相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は番号2のうぐ北側、 から北に約 m離れた場所にあり、立地の基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域にある農地として第3種農地と判断しました。転用目的は、番号2の共同住宅建築に伴う工事用車両の進入路で、一時転用の申請になります。申請事由ですが、番号2の共同住宅を建築するにあたり、接道は西側より確保していますが、大型車両の進入は困難であるため、このたび、番号2の北側にある譲渡人所有の農地を工事業者である譲受人が一時的に借受け、工事期間における工事車両の進入路用地として使用したいとして申請されました。なお、進入路の入り口には第三者所有の宅地があり、ここを通行する必要があります。このことにつきまして、宅地所有者からここを通行することについて同意書が添付されています。資金調達計画につきましては、番号2の共同住宅建築費の一部を流用します。隣接には譲渡人所有以外の農地はありません。現地は保全管理された農地の状態となっております。説明は以上です。

事務局（宮前参与）私からは、番号4について説明いたします。譲受人、譲渡人、施設の概要、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。案内図をご覧ください。申請地は、下影森 字 畑 1筆 平方メートルで、 の東 メートル付近に位置し、 に隣接している土地で、譲渡人が昭和30年相続及び昭和36年共有者の持分放棄により取得した土地です。立地の基準につきましては、市街化に介在する農地として、第3種農地と判断いたしました。転用目的は、自己用住宅の建築です。申請事由ですが、譲受人は譲渡人と同居していますが、手狭となり住宅の新築を考えていたところ、譲渡人である祖父より土地の贈与を受けられることになり、住宅の新築をするものです。なお、申請地は公道に接道していない土地ですが、位置指定

道路所有者の承諾を得ていること、隣接農地所有者の承諾を得ていることから問題は無いと考えます。現地を確認したところ耕作されていない農地でした。

事務局（小嶋主席主幹） つづきまして、私からは番号5について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在、契約の内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は 大野原 字 畑 1 筆 m^2 で、令和3年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は大野原交差点から東に約120m離れた場所にあり、立地の基準につきましては中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は自己用住宅敷地の拡張です。申請事由ですが、譲受人は申請地に隣接した南西側敷地に、子ども夫婦と二世帯で居住しております。現在、譲受人の、名で一人1台の車両を使用し、かつ譲受人が勤務先の車輛で通勤をしていることから、現在の住宅配置では駐車スペースが狭く、使用車両計5台分の置き場、及び来客用の駐車場に苦慮しているとのことでした。このたび譲渡人と協議がなったため、申請地を取得し敷地内駐車場として利用したいとして申請されました。一体利用面積は既存の敷地面積との合計で m^2 となります。計画としては、申請地に居住者用の駐車スペース3台、来客用の駐車スペース3台の計6台分の駐車スペースの計画となっております。なお、一般住宅の転用面積については、平成15年5月1日の埼玉県農業政策課長の通知で、上限は概ね m^2 と定められております。このたびの申請では、一体利用地の合計が45 m^2 超過していることから、秩父農林振興センターへ上記状況を説明し確認したところ、隣接住居に車両使用者が居住する根拠として世帯住民票、車両の所有者の確認として各車両の車検証の写、車両スペース不足の理由書の添付の指導があり、譲受人からは上記書類の提出を受けております。資金調達計画は整っております。なお、本申請地に隣接する畑がありますが、譲渡人の畑であり、譲渡人以外の農地はありませんでした。現地を確認しましたところ、申請地は保全管理されてはおりますが、不耕作地となっております。説明は以上です。

事務局（新井主席主幹） 番号6について説明をいたします。借受人、貸渡人、土地の所在、権利の種類等は、議案書に記載のとおりです。申請地は、下吉田 字 畑1筆 m^2 で平成5年に相続により取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は の西約 m 付近に位置しており、立地の基準につきましては、土地改良区内に存在する農地として、第一種農地と判断いたしました。申請事由ですが、自身の経営する観光いちご園の来客用駐車場として一時的に転用するもので、転用期間は5月末日までです。なお、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、転用につきましては農用地からの除外を必要とする土地ですが、一時的な利用に供するもので秩父市が定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断し、例外的に転用を許可する場合に該当するものと考えます。借受人は平成30年に成立した法人で観光農園の経営、果樹園の経営、野菜類の生産、販売などを事業目的の一つとしております。現在、申請地の隣接地でいちごの観光農園を経営しており、いちご狩りの季節には、来園者により既存の駐車場では足りない状態になっていました。貸渡人と交渉の末、土地を貸してもらえらることになり先月中旬に転用許可を得ずに砕石を入れ、25台分の駐車場にしてしまいました。秩父農林振興センターとも現地確認・協議の上、駐車場として一時転用許可を取得しその期間が過ぎたら砕石を撤去し畑に戻すよう指導がありました。そのため始末書を添付の上今回の申請となりました。現在はすでに砕石を撤去し、許可あり次第パークを敷設し駐車場にしたいと連絡があり、現地を確認すると、報告のとおり砕石が撤去され駐車場としても使用していない状態でした。

事務局（見澤主事補） 番号7について説明します。譲受人、譲渡人、申請地、契約内容等は、議案書記載のとおりです。申請地は、荒川上田野 字 畑7筆 計 m^2 で、平成8年に1筆、平成12年に6筆、それぞれ相続で取得した土地です。案内図をご覧ください。申請地は、 から南東へ約 m 付近に位置しています。立地の基準としましては、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の農地として、第2種農地と判断いたしました。転用目的は、福祉施設の事業所移転です。譲受人は、平成28年2月10日に成立した法人で のために できる場所を提供する を行い、支援することを目的としています。申請事由ですが、現在の事業所の道路の向かいに崖があり、令和元年の台風19号で事業所付近の崖が土砂崩れを起こしており施設もいつ土砂崩れに巻き込まれてもおかしくない状況であるため早

急に移転をする必要があると判断したため、申請されました。資金計画は整っており、事業計画では、建物1棟と駐車場20台、バイク用駐車場10台を予定しております。また、隣接農地所有者からは転用申請することの承諾書も添付されており、周辺の営農に対する配慮はなされているものと思われます。現況を確認しましたところ、一部違反転用されてきておりそのことに対する始末書も添付されています。残りの部分は保全管理状態でした。

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員の意見を伺います。

10番 新田 恭一 委員 10番新田です。1番2番3番について意見を申し上げます。まず1番ですが、申請事由につきましては、先ほど事務局の方から説明がございましたが、会社の方が、今現在使っているところを返却しなければならない。そういうことからこちらの土地を売買ということでございます。現地に行ってみますと住宅地の中でございますので、非常に広い畑に見えます。第三種農地ということで仕方ないかなと思います。続きまして2番3番について説明します。こちらでも広い畑に感じました。住宅地の中の畑ということで、両サイド、家に囲まれている中でございます。それから耕作者も高齢という。いろんな状況もありまして、ここに共同住宅を建てるとということでございます。やはりこの土地も第三種農地ということで、やむを得ないと判断しました。

11番 長島 秀明 委員 番号4について意見を申し上げます。概要につきましては先ほど事務局の説明したとおりです。航空写真を見ていただきたいんですが、この写真は現在よりも少し古いようですが、現在の状況は、申請地の向かって右側から下のほうにかけて、宅地の造成がすでに始まっておりまして、申請地の下側、そこには、取り付け道路進入路が入っている状況でありまして、まさに周辺はすべて宅地化されているような状況です。立地基準も第三種農地でありますので特に問題はないと思うんですが、隣接の農地については所有者の同意が得られているので、営農に支障はないと判断いたしました。御審議のほどよろしく申し上げます。

9番 青野 孝司 委員 番号5について意見を申し上げます。概要は事務局からの説明の通りです。譲受人は、長女夫婦と2世帯で暮らしており、現在駐車場の確保に困難をきたしているとのことです。転用面積も駐車場に關したものでありますので、やむを得ないと判断いたしました。御審議のほどよろしく申し上げます。

2番 上井 克彦 委員 6番について説明いたします。左側に映っているのが申請者の観光農園で、事務局の説明で、砂利を敷いたという説明でしたが、現地を確認しましたが、どこに敷いたかわからないくらい、きれいに戻っておりました。一時転用でございますので、問題はないと思います。隣接の農業者からも承諾をいただいているようでございます。以上でございます。

5番 笠原 倍吉 委員 7番について意見並びに説明させていただきます。今回の申請地は、国の支援を受けました事業施設です。食堂とうどん、せんべいの製造販売を行うということで、特にせんべいにつきまして、ネット販売も行うという風に聞いております。現地を確認しますと、北側が号で、下へ行きますのがへの通路、入り口になります。申請地の半分が昨年まで耕作された形跡があり、きれいに管理されておりました、半分が保全管理の状態でした。隣接農地の所有者の承諾は得ているということで、特に問題はないと考えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。以上が、担当委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

議長（糸東男会長） はい、加藤さん

4番 加藤 勝市 委員 1番なんですが、独り言になってしまうんですが、あるいは私が申しあげること自体が農業委員会の権限外ということになるかと思うんですが、実は、ここは私が住んでいる所の近くでして、申請地の地図で行きますと左側、それから上側、ここのところは県が造成した柳田の住宅地なんですが、県が造成して分譲して、今、皆さんが此処へ住まわれているところなんですね。ここの所が、農業委員会としては、水田をどう申請人の申請事由によって、どうしていくかということしか権限はないと思うんですが、申請人の事由にありますように資材置き場だとか、重機だとか、あるいは運搬用車両だとか、ここのところでどういう活動をする

かということなんです、先のことなんです、今まで住んでいる方々にとって、生活環境に大きく影響が出るのでは、困るなあということで独り言なんですけど、地域住民の方と課題が生じないように、より良い関係を作っていただいたら有り難いなあと、地域に住む委員としてそんな希望を持っています。事業者と地域住民の方とよりよいお付き合いをしていただけたら大変良いなと思っています。

13番 設楽 治男 委員 1番についてですけど、このめぐりがどういう都市計画になっているか、住宅地域、第1種、第2種、それによって、工場なんか計画できないとかありますけど、その辺の所はどうなっていますか。住宅地域なら規制があると思うんですが、どうなってますか。

4番 加藤 勝市 委員 私は承知しているいいです。

13番 設楽 治男 委員 無指定なんですかね、農業委員会でOK出して、うちの方に影響するかどうか私は、わからないんですけど。どうもありがとうございました。

事務局（岩田主事） 都市計画図を見ていないのですが、おそらく第一種住居地域かなというところでございます。配置図が添付されておりまして、あとは通常の申請のとおりではあります、申請書の中に、「被害の恐れはありませんが、万が一生じた場合は対応します。」という一文が添付されています。

議長（糸東男会長） ほかに質疑又は意見はありませんか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。これより採決をいたします。議案第7号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（糸東男会長） 賛成多数であります。よって、本案は、申請のとおり、許可を相当とすることに決しました。

議案第8号上程 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（1件）

議長（糸東男会長） 議案第8号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。事務局に議案の説明をいたさせます。

事務局（岩田主事） 議案第8号番号1について説明します。議案書の8ページをご覧ください。

本案件は、申請書記載の土地について、所有者から非農地判断について申出があったため、申請地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについての判断をお願いするものです。案内図をご覧ください。申請地は羊山芝桜公園の西側にあります。現地を確認しましたところ、大部分が傾斜地であり、人力又は農業用機械では土を掘り返したり反転させたりして耕すことや整地することができず、農地に復旧することが困難であるとして上程したものです。

なお、当申請地は令和3年度農地利用状況調査においても、「再生利用が困難な農地」と判定されています。

続きまして、番号2について説明をいたします。蒔田 字 畑1筆 m^2 の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について申し出があったものです。本申出地については、法第30条の利用状況調査の結果は平成30年から赤判定となっています。対象地は、農林水産省経営局が平成21年12月11日制定した「農地法の運用について」、第4の(4)の非農地の判断基準に照らし、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であって、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な場合に該当し農地に該当しないものと判断するものです。案内図をご覧ください。申出地は、 から北へ約 メートル付近の県道 線沿いにあります。現地を確認しましたところ、元は桑畑だったようですが、笹、竹が繁茂し山林化しておりました。また、周辺の状況から盛り土等に利用される心配はないと判断いたしました。説明は以上です。

事務局（見澤主事補） 番号3について説明をいたします。案内図をご覧ください。申請地 荒川上田野 字 畑1筆 m^2 の土地が農地法第2条第1項に定義する農地に該当するか否かについて判断をお願いするものです。所有者から非農地判断について申し出があったもので、2月17日に長谷川満農業委員、笠原倍吉農業委員、木村雄一農地利用最適化推進委員と

現地を確認しました。なお、平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、以下のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとしてされています。

土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。

周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき

上記2点により現地調査を行った結果、申請地の状況は森林化までは至ってなく周囲には耕作している畑もあり、の条件ともに満たしていないため、農地法第2条第1項に定義する農地に該当するものと判断いたしました。なお、昨年行われた農地パトロールの結果は、黄色判定でした。ご審議をよろしく申し上げます

議長（糸東男会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員 及び 担当農地利用最適化推進委員 の意見を伺います。

4番 加藤 勝市 委員 4番加藤です。1番ですが、事務局から説明があったとおり、大部分が山林化していること、あるいは、傾斜地だということから、農地に復元するのは不可能だと判断しました。農地パトロールでも赤判定にしました。皆さんのご審議をよろしく申し上げます。

1区 吉川 稔 推進委員 第1区吉川です。1番の件ですけれども、毎年一時転用で、芝桜で出た場所です。ほとんど山林の状態になっているということで、今回これで非農地判断するのが妥当だと思います、

12番 豊田 恵男 委員 12番の豊田です。2番の土地なんですけど、前、私が農地パトロールで、赤判定したんですけど、地方道と隣接してあるんですけど、5mくらい一段下の畑とってください、昔は桑畑だったらいいんですけど、ここに入って行くのには、赤道ぐらいの狭い道路しかなく、トラクターはいらない。隣の土地からの竹の侵入で、伐採、除草剤等試みたこともあるらしいですが、高齢化に伴い今の現況になってしまったので、もう一度畑に戻すのはちょっと難しいと判断しました。先日事務局長と黒沢委員と大久保委員の4名で行ってききましたけど、大久保委員、黒沢委員の意見を尊重し、審議していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

8番 黒沢 昌治 委員 8番黒沢です、番号2について、担当委員の説明のとおりなんですけど、前は桑畑だったと思いました。桑の木、竹、あと篠ですか、篠がいっぱい生えていて、農地に戻すのは困難だと思います。御審議のほどよろしく申し上げます。

2区 大久 保勝 推進委員 2区推進委員の大久保です。担当農業委員の方がお話ししたとおりでございます。審議のほどよろしく申し上げます。

3番 長谷川 満 委員 3番の長谷川です。概要は事務局の説明のとおりで、この畑の隣の、山きわの日当たりの悪いところでも耕作している畑がありますし、日当たりもそちらの方が悪い、実際ここは、ちょっと木が生えたりしてますけど 道路にも面していますし、ここが山なら、その奥はがどうかなという気がしますし、平ですし、ここを山というわけにはいかないと思っています。皆さんの意見をお聞きしたいと思います。

5番 笠原 倍吉 委員 5番笠原です。今長谷川委員さんが言った通りなんですけど、実は、私近くに住んでいて、この辺よく知っておりまして、一番私が心配しているのは、台形になっているところありますね、その土地、その土地は地元の人と土地交換して、同じ山林化して、アカシアなんですけど、それで、その人は土地交換するときに、全部アカシアの木を倒して、抜根して、今保全状態になっています。これが一つの大きな問題と、それからもう一回大きい図面を出してもらって、下に道路があって、その道下は農地で管理されています。赤道の南側の畑は管理されています。従いまして、両サイドの赤道と下の市道を挟んだ形で、サンドイッチされた形で、ほぼ山林化されると、大変なことになる。ですから私は、道に挟まれた土地が山林化することが大きな問題になる。農地を守る、管理すると、こういうことが望ましいと思います。従いまして、今のうちでしたら、農地に戻せると思います。皆さんのご審議をお願いします。

6区 木村 雄一 推進委員 最適会員の木村です。今お二方に、話してもらったとおりです。西側と北側というんですかね、農地がありまして、これ二つとも離れてはいるんですけど、耕作されています。それから北側に住宅があるということで、そのすぐ上の土地なので、日当たりが悪くな

っている状況です。そんなことでございます。審議のほどよろしく申し上げます。

議長（糸東男会長） ありがとうございます。担当委員及び推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。

9番 青野 孝司 委員 番号1について質問したいのですが、先ほど番号3についていろいろ話を聞いているうちに、申請地に囲まれている場所、この所有者は誰になっていますか？現況は、囲まれている場所は、どういう状況になっているのか、教えてください。

事務局（岩田主事） こちらですね、こちらが秩父市所有の土地になっていて、現況は特になにも使っていないような状態です。少し草が生えているような状態です。

9番 青野 孝司 委員 この土地が山林化してしまった場合、市に対して影響はないのかということと、芝桜祭りのときこのあたりには露天商が出ている。数軒、本来は集合して一つのグラウンドのところにあるんですが、ここにぼつらぼつら出ているんですが、私が考えるにはここに露天商を出すんじゃないかと心配しているんですが。

事務局（岩田主事） 実は、ここの申請地なんですけど、去年はコロナの関係でなかったんですけど、それ以前から、十数年にわたりまして、ここに少し平らな部分があるんですが、ここの部分についてを設置したいということで、毎年毎年この時期に一時転用の申請が出ていたんですけど、一時転用をしても、農地に復旧していない（できない）というような状況があり、また、其処以外の大部分が山林化しているということで、2年前の定例総会に出た際に、ここは復旧できない、ほとんど山林化しているというようなことで今後一時転用で申請するのは難しいですね、非農地判断というところでは対応できないかという話が出ていました。昨年コロナでなかったのも、何もアクションはなかったんですけど、今年同じような申請が出てきている、

9番 青野 孝司 委員 はい解りました。事務局が承知しているということでしたら、その状態で考えます。

2番 上井 克彦 委員 2番上井です。1番と2番の関係なんですけど、2番では、事務局の説明は盛土の心配なしで、1番の方は、道路から上がっているということですか。

事務局（岩田主事） そうですね、場所的には芝桜公園の中になります。芝桜公園に入らないとこちらに到達できない。

2番 上井 克彦 委員 2番の関係なんですけどこれは道路から下ですよ。事務局は盛土の心配は無しと言ったんですけど、どうしてなしなんですか？

1 2番 豊田 恵男 委員 申請地の奥には古い民家があり、手前は除外が必要な農地であり、道も赤道ぐらいしかないの場所で、盛り土できる状況ではありません。

2番 上井 克彦 委員 後利用の話は出ていないんですか。

事務局（岩田主事） こちらの申請地については、隣接する農家に譲り渡したい意向であります。3条での譲渡も考えましたが、現状赤判定を受けている土地なので、非農地判定を受けて譲りたいとのことです。

1 2番 豊田 恵男 委員 隣接地の所有者が申請地を譲り受けることで、現在はモミの倉庫として使っている昔の母屋のところから軽トラがそのまま入っていけるようになります。

2番 上井 克彦 委員 2番については、非農地判定が出たら、隣接地の所有者が買いたいということでもいいですか。赤判定が出ているところだから、非農地判定でということですね、わかりました。

1 3番 設楽 治男 委員 番号1ですが、のところでこれを非農地にして、自由に使えるようになって、芝桜に影響しないですかね、関係ないですかね。それと3番ですけど、これ平地で、許可しちゃうと、農業している人への影響とか、原野化が進んでしまう、できれば伐採して管理地にしておけば、農地の方にも影響ないと思います

議長（糸東男会長） 何か質疑又は意見はございますか。

（「無し」という人あり）

議長（糸東男会長） 質疑等なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。採決をするにあつた手1番と2番についてとりあえず採決をしたいと思っております。3番は分けて3番だけで採決いたします。よろしいでしょうか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第8号の番号1番

と2番について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(桑東男会長) 賛成多数であります。よって、本案は そのように決しました。

議長(桑東男会長) それでは、議案第8号の番号3番について、採決いたします。議案第8号の番号3番について、第2条第1項に規定する農地に該当すると判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

(挙手を確認する)

議長(桑東男会長) 賛成多数であります。よって、本案は そのように決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長(桑東男会長) 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。これをもちまして、秩父市農業委員会 令和4年第2回定例総会を閉会いたします。